

企画競争説明書

業務名称：ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト／
ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設にお
ける機材整備計画準備調査

調達管理番号：23a00541

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月6日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月6日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト／

ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画
準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

本案件では、2契約を想定しています。

・ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクトについては、「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（全費目不課税）

・ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査については、「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：

・ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト

2023年11月 ～ 2026年12月

・ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査

2023年11月 ～ 2024年9月

ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクトについては以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年11月 ～ 2024年7月

第2期：2024年8月 ～ 2026年12月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクトについては、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の40%を限度とする。

【第2期】

1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の16%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の16%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の8%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月 11日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 9月 12日 12時
3	質問への回答	2023年 9月 15日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 9月 29日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 10月 11日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00925）の受注者（中央開発株式会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規

定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」

を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
ます。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の
受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023
年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依
頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの
提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納くださ
い。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワード
を設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワ
ードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～5）の経費と6）～7）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

1) プロポーザル・見積書

※見積書はブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト、ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査で分けて作成してください。

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

なお副業務主任者について、2つの案件で異なる者を配置した際、双方ともに要件に合致する場合は2点を加点、どちらかが要件を満たしていない場合は1点を加点します。

2）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格（ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト、ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査の合計額）を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務のうち、インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査については、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

（1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、

JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

(2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

I. 2 案件共通の事項／留意事項

1. 事業全体の背景および概要

(1) 事業概要

ブルンジ国では都市部を中心にコメの需要が拡大し、1990年には737トンを輸出していたものが、以降は輸入に転じ、近年では12,000トン前後を輸入している状況である。経済活動の大部分を農業セクターに依存している当該国にとって、コメの生産性及び品質の向上は喫緊の課題である。

本技術協力プロジェクトは、ブルンジ最大のコメ生産地に位置するインボ開発公社（以下「SRDI」という。）を主要な実施機関とし、管轄下のインボ灌漑地区を対象に、コメ種子の品質向上及び灌漑稲作技術（収穫後処理技術改善含む）の向上を図り、さらに精米業者の精米機の維持管理能力向上を図ることで、当該地区で生産される精米の質向上に寄与するものである。

さらに、SRDIは、ブルンジにおいて稲作セクターをけん引する指導的役割が課されている。国全体のコメ生産の約3割を生産するインボ灌漑地区にて精米、販売を行うほか、灌漑施設管理や全国規模での稲作技術の向上等を担っている。国産米の増産に当たっては精米品質の向上が必須である。SRDIが有する精米施設において、コメの収穫後処理施設のための機材を無償資金協力において整備することで、SRDIの収穫後処理能力を強化し、当国政府の目指すブルンジ米の品質向上に寄与するものである。

両案件はブルンジにおける優良稲作地域における稲作技術向上の一連の協力であり、無償資金協力において整備される機材類を活用し技術協力プロジェクトにより能力強化を図る相乗効果を想定したものであり、協力準備調査での施設整備計画が技術協力プロジェクトでの活動内容に大きく影響を及ぼし、一体不可分である。このため、両案件を一連の事業として実施するものである。

(2) 案件群の全体構成

技プロ及び協力準備調査で構成される本案件群は、JICAグローバルアジェンダ「農業・農村開発」におけるCARDクラスターに位置付けられ、コメの生産から流通までのバリューチェーン総体の改善に寄与することを目的として実施するものである。

(3) 各案件の役割

技プロではSRDI管轄下の圃場を対象に、種子生産、ほ場管理、収穫後処理、精米管理に関する技術移転を行う。また、精米機等の収穫後処理品質の向上に資する資機材の調達を無償資金協力にて行うことを想定しており、本案件群全体で市場に流通するコメの品質向上に寄与するものである。

各項目での案件の役割分担は以下を想定している。

	技プロ	協力準備調査	備考
【基礎調査】			
1 社会経済調査	△	◎	コメバリューチェーン全般確認し、その結果を技プロのベースラインとしても活用する
2 環境影響評価		◎	
3 ジェンダー・社会配慮	△	◎	
4 自然条件		◎	
【生産】			
5 種子生産	◎		
6 圃場管理	◎		生産から収穫までの圃場での生産技術
【収穫後処理】			
7 乾燥・一時貯蔵	○	○	技プロでは農家レベルの小規模乾燥、無償では施設集荷後の大規模乾燥
8 精米	△	◎	

- ◎: 主体的に取り組む
- : 部分的に取り組む
- △: 必要に応じ取り組む

(4) 総合的留意事項

- 1) 本案件群は消費税課税取引等に相違があることから、技プロ業務実施、協力準備調査業務実施に係る契約約款はそれぞれ、「事業実施・支援業務用」、「調査業務用」を適用し、それぞれ分けて契約を行うこととする。それぞれの契約書に附帯する特記仕様書案は以下のとおり。

2) 団員構成

両案件の有機的な連結性を促進させることを目的とし、同じ団員が2案件共通で配置されることを推奨するが、専門分野が異なる場合にはその限りではない。ただし、業務主任者は同一の者としてください。

なお、両案件に共通する団員に関し、同日に両案件に従事することはできない。また、1回の渡航において両案件に従事することは妨げないが、日当、宿泊費、航空賃等については両案件にて適切に分割して計上することとする。

3) その他経費の効率的・合理的配置

事務所、通訳等の管理費は両案件間で合理的な配置・経費計上に努めるものとする。

II. ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定した）プロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	無償資金協力との連携に有効と考える活動内容	第5条2. 2-1 (2)
2	収穫後処理の技術向上に優位と考える投入	第5条2. 2-3

	機材等	
--	-----	--

プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
- ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
- ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

Ⅱ. 別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

Ⅱ. 別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）事業連携（無償資金協力）

本技術協力プロジェクトは、インボ開発公社管轄下の農民組織・稲作農家を主な受益者として、コメ種子の品質向上及び灌漑稲作技術（収穫後処理技術改善含む）

の向上を図り、さらに精米業者の精米機維持管理能力向上を図るものである。収穫後処理技術の改善については無償資金協力「インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画」と密接に連携することから、本技術協力プロジェクトと一体的に実施する協力準備調査との連携に努めること。

(2) 総合的な優位性を考慮した投入の検討

当該国では収穫後処理における粳の扱いが、精米時の品質に大きく影響を与えることが判明しており、収穫後処理の品質管理に対し技術及び機材のインプットの双方を検討し、総合的な優位性を考慮し投入の判断を行うこととする。

(3) 事業実施体制及び業務分担（別途長期専門家を派遣予定（詳細はⅡ.別紙3））

発注者は、本契約とは別に本技術協力プロジェクトに従事する長期専門家（業務調整／援助協調）を派遣（2024年6月頃）予定である。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

Ⅱ. 別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

2-1 プロジェクトの活動に関する業務

(1) 成果1に関わる活動

活動1-1：ISABUとSRDI傘下の稲種子生産者における稲種子増殖プロセスに関する情報（生産量、品種、品質、需要など）を収集する。

活動1-2：稲種子増殖における課題と対策を明確化する目的で、ISABU及びSRDIの職員とのワークショップを開催する。

活動1-3：種子増産に関する研修カリキュラム及び研修教材を作成し（あるいは既存のものを改訂し）、更新する。

活動1-4：稲種子増殖技術及び収穫後処理技術に関する講師育成研修（TOT）をSRDI職員及びSRDI傘下の先導的種子生産者を対象に実施する。

活動1-5：SRDI傘下の既存の種子生産者を対象に、稲種子増殖技術及び収穫後処理技術に関する研修を実施する。

活動1-6：ISABUが近年リリースした品種の適用推進に係る活動をSRDI管轄下の地域のデモ圃場で実施する。

活動1-7：ISABU及び種子生産者が生産した稲種子の生産量、生産性、品質をモニタリングする。

(2) 成果2に関わる活動

活動2-1：収穫後処理を含む灌漑稲作におけるコメ生産者の実践状況及び課題に関する情報を収集する。

活動2-2：灌漑稲作に関する研修カリキュラム及び研修教材を作成する（あるいは既存のものを改訂し）。

活動2-3：灌漑稲作技術に関する講師育成研修（TOT）をSRDI職員、ISABU職員及

び SRDI 傘下の先導的生産者を対象に実施する。¹

活動 2-4：SRDI 傘下のコメ生産者を対象に、灌漑稲作技術に関する研修を実施する（デモ圃場を活用して）。

活動 2-5：研修受講農家のコメ生産状況及びコメの品質をモニタリングする。

活動 2-6：SRDI 傘下のコメ生産施設（灌漑施設）及び水管理組織（WUAs）の現状に関する情報を収集し、課題を分析する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

実施回数	約 12 回
対象者	SRDI、ISABU 職員、コメ生産者
参加者数	約 50 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	インボ灌漑地区内のデモ圃場
実施形態	対面

（3）成果 3 に関わる活動

活動 3-1：精米所（精米を行っている組織）の維持管理の実践状況に関する情報を収集する。

活動 3-2：研修カリキュラム及び研修教材を作成する。

活動 3-3：精米業者に対する収穫後処理に関する研修を実施する。

活動 3-4：研修を受講した精米業者の維持管理実践状況をモニタリングする。

2-2 本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本プロジェクトのカウンターパート（以下、「C/P」）を対象に、JICA が別途実施する「課題別研修」を活用することを想定している。経費等は JICA が別途負担する予定であり、受注者は候補者選定に当たり発注者に協力することとする。

2-3 機材調達²

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、各機材の必要性・妥当性を C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

¹ SRDI, ISABU 職員、農家に対してインボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画で導入する機材を有効に活用するための具体的な研修内容について提案してください。

² 本プロジェクトではインボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画において導入予定としている精米機等の機材を活用し、収穫後処理の技術向上を図ることとしています。しかし、収穫後処理施設での作業のみならず、ほ場レベルにおいても乾燥等、コメ品質の向上に対して技術移転が必要と考えています。この観点から、収穫後処理の技術向上に優位と考える投入資機材についてのプロポーザルを求めます。

	機材名	仕様	数量	機材の別	見積の取扱
1	稲粃平型乾燥機	プロジェクト実施に必要なもの。	3基	供与機材	定額計上
2	種子分析器	-	1台	供与機材	定額計上
3	耕運機	-	3台-	供与機材	定額計上

2-4 現地再委託

☒ 本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	収穫後処理研修用種子	現地奨励品種から選定	1式	定額計上
2	ベースライン調査		1式	定額計上
3	エンドライン調査		1式	定額計上

2-5 その他

(1) 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ✓ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ✓ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせ提出する。）

(2) ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

(3) C/Pのキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となるC/Pに対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

(4) エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

(5) 環境社会配慮のカテゴリ変更の可能性の確認

- 本プロジェクトが「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン³」（以下、「JICA環境社会ガイドライン」）におけるカテゴリを確認する。業務を進めるうえでカテゴリを変更して、カテゴリA又はBに該当する事業になる可能性がある状況となった場合は、速やかに発注者に報告し、対応を協議する。

(6) ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

☒本業務は、2期に分けて業務を実施する。

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

³ 2022年度以降の要請案件は2022年1月版、2021年度以前の要請案件は2010年4月版を適用する。

報告書名	提出時期	言語	提出形式・部数	
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年 1 回以上の頻度)	英語	電子データ	
(期分けする場合) 業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限 (最終期間を除く)	日本語	電子データ	
事業完了報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本、CD-R	各 1 部
		日本語要約	製本、CD-R	各 1 部
		英語	製本、CD-R	各 1 部
		仏語	製本、CD-R	各 1 部

最終成果品は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。

本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- 2) プロジェクト実施の基本方針
- 3) プロジェクト実施の具体的方法
- 4) プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- 5) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- 6) 業務フローチャート
- 7) 詳細活動計画 (WBS : Work Breakdown Structure 等の活用)
- 8) 要員計画
- 9) 先方実施機関便宜供与事項
- 10) その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書 (及び事業進捗報告書) (日本語)

- 1) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 2) 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- 3) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- 4) プロジェクト目標の達成度
- 5) 上位目標の達成に向けての提言（最終成果品の場合）もしくは次期活動計画（事業進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（5）事業完了報告書（指定言語）

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

- （1）種子増殖ハンドブック（仮称）
- （2）灌漑稲作ハンドブック（仮称）

3. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- 3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- 4) 活動に関する写真

案件概要表

1. 案件名

国 名：ブルンジ共和国（ブルンジ）

案件名：稲作改善支援計画プロジェクト

The Project for Supporting the improvement of Rice Farming in the Republic of Burundi

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

ブルンジでは、1993年に勃発した内戦の包括停戦合意が2006年9月に成立し、その実施がその後停滞していたが2009年に入り和平プロセスが完了し、社会・経済復興が急がれていた。ブルンジ経済にとって農業は、その国内総生産の約36.4%（Africa Economic Outlook 2012）を占め、農業の重要性は非常に高かった。ブルンジの主要作物は、バナナを筆頭にサツマイモ、キャッサバが生産量の上位を占める。主要な穀類はメイズとコメである。コメは1990年代には年間生産量が4万トン前後だったものが、（協力要請のあった直前の）2010年には年間生産量8万トンを超えるに至っていた（2021年には12万トンに増加）。これは都市部を中心とした需要拡大が背景にあるとみられ、1990年には737トンを生産していたものが、以降は輸入に転じ、現在の輸入量は12,000トンにのぼる。

このような状況下、我が国は2011年9月にブルンジ政府から、インボ地域開発公社（SRDI）管轄下の灌漑稲作地区に対する支援の要請を受けた。2013年の詳細計画策定調査の実施を経て、2014年11月には、本事業に係る討議議事録（R/D）の署名に至った。その後、コンサルタント会社との業務実施契約が締結された。しかしながら、2015年5月にクーデター未遂事件が発生し、治安情勢が悪化したため、2016年1月には、ブルンジにおける全JICA事業が中断された。

2018年にJICA事業が再開し、2022年に本事業対象県の一部地域の危険レベルが引き下げられ、渡航が可能となったことから、2023年1月に本事業再開に向けた調査団が派遣され、2023年4月には、事業内容の更新・見直しを目的として詳細計画策定調査が実施された。

現在、ブルンジ経済は引き続き農業セクターに大きく依存しており、雇用の80%を農業セクターが吸収し、GDPの40%に貢献している。しかしながら、食料自給及び栄養の点では憂慮すべき状況下であり、国民の2/3が基礎的食料ニーズを満たしていないとされている。食料は、石油や医薬品とともに主要輸入産品となっており、近年のコメ供給量の10%~20%を輸入分が占める。また、農産加工が発展していない状況にある

本事業は、ブルンジ最大のコメ生産地に位置する SRDI 管轄下のインボ灌漑地区を対象に、コメ種子の品質向上及び灌漑稲作技術（収穫後処理技術改善含む）の向上を図り、さらに精米業者の精米機維持管理能力向上を図ることで、当該地区で生

産される精米の質向上に寄与しようとするものである。

(2)ブルンジに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、対ブルンジ共和国国別開発協力方針（2021年9月）において、「持続的な経済成長への転換と社会開発」の基本方針（大目標）のもと、農業開発が重点事項の一つに位置づけられ、知見・経験を活かした農業生産技術をはじめ、営農技術及び農村組織強化を通じ、持続可能な農業の推進及び農村コミュニティの振興を支援するとしている。そして、対ブルンジ共和国事業展開計画（2021年9月）において本事業は、持続的農業開発プログラムの中の事業の一つに位置づけられている。

本事業はTICAD7で掲げられた「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）フェーズ2」の推進に貢献し、課題別事業戦略の農業・農村開発分野における「協力方針2 アフリカ地域における稲作振興」に位置付けられるものであり、我が国及びJICAの協力方針に合致する。更に、稲作振興を通じて安定的な食料生産の実現に取り組む本事業は、特にSDGsゴール2「飢餓・栄養」に貢献するものである。

(3)他の援助機関の対応

- ・ ENABEL（ベルギー開発機構）：「農業セクターの組織・運営支援プログラム（Programme d'Appui Institutionnel et Opérationnel au Secteur Agricole）（2015年から2024年6月までの予定）」を通じて、主にブルンジ国北西部に位置するチビトケ県（本事業対象地域の一つの県であるブバンザ県の北側に位置する）で、灌漑地区リハビリ（約3,000 ha）、灌漑管理支援、収穫後処理施設整備を含むコメのバリューチェーン振興、栽培技術支援、肥料や種子の入手支援、種子生産者支援などが実施されている。なお、次フェーズを2024年から2028年までの5年間実施することが想定されている。
- ・ オランダ大使館：オランダ大使館は、MINEAGRIE が議長を務める「セクターグループ会議」の共同議長を務め、ドナー間会議・調整の役割を担っている。支援事業としては、「ブルンジ民間種子セクター開発（Private Seed Sector Development Burundi）（PSSD）（2018年から2023年3月まで）」を通じて、民間の種子生産者（個別の農家と組合あるいは農家グループが対象）を育成している。ただし、対象作物は、メイズ、大豆、ジャガイモであり、コメ種子は含まれていない。なお、この事業では、種子生産者に対する研修ならびに農家への種子展示をデモ圃場を利用しつつ行っている。
- ・ 世界銀行：「アフリカ大湖沼地域総合農業開発プロジェクト（Great Lakes Regional Integrated Agriculture Development Project）」を通じて、チビトケ県における流通改善に資するインフラ（道路や橋梁）整備とコメ、メイズ、酪農の生産面への支援が実施されている。事業期間は5年間で2023年11月までの予定であったが、2年間延長される見込みである。
- ・ アフリカ開発銀行（AfDB）：
 - ①「緊急農業生産プロジェクト（Emergency Agricultural Production Project）（2022年8月から2024年12月まで）」を通じて、気候変動やウクライナ危機への対応として、種子生産、投入材（肥料）、バウチャーのデジタル化で支援を提供する。
 - ②ブルンジ政府が農業分野の政策である COMPACT（食糧・農業のための国家方針（Compact National pour l'Alimentation et l'Agriculture））を資金面で支援する予定。

- ・ IFAD:「バリューチェーン開発プログラム (Value Chain Development Programme: PRODEFI、2022 年 10 月に終了)」を通じて、SRDI 管轄下の灌漑施設リハビリ、収穫後処理機械整備が実施された。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、インボ地域開発公社 (SRDI) 管轄下の農民組織・稲作農家等を主な受益者として、コメ種子の品質向上及び灌漑稲作技術 (収穫後処理技術改善含む) の向上を図り、さらに精米業者の精米機維持管理能力向上を図り、もって当該地区で生産される精米の質向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ブバンザ州、ブジュンブラ農村州、ブジュンブラ市部州 (元の行政区分の名称) 内の SRDI 管轄下の地区。

(3) 本プロジェクトの受益者 (ターゲットグループ)

SRDI 管轄下の農民組織・稲種子生産者、および精米業者

(4) 事業実施期間

2023 年 11 月～2026 年 11 月を予定 (計 36 カ月)

(5) 事業実施体制

監督機関:

- ・ 農業環境畜産省 (Ministry of the Environment, Agriculture and Livestock。以下、「MINEAGRIE」という。)

実施機関:

- ・ インボ地方開発公社 (Imbo Regional Development Company。以下、「SRDI」という。)
- ・ ブルンジ農業科学研究所 (Institute of Agronomic Sciences of Burundi: 以下、「ISABU」という。)

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・ 開発計画調査型技術協力「ギテガ県における紛争影響地域の生活向上を目的としたコミュニティ開発」(2012 年 2 月～2014 年 2 月)において、谷内田における稲作栽培活動が行われた。同案件の後継案件として「生計向上を通じた社会的結束のための能力開発 (個別専門家) (実施機関は農業環境畜産省とギテガ県農業局)」を実施中 (2024 年 3 月まで)。本案件では、生計向上の取組みを推進する農業省ラインの行政官及びコミュニティリーダーの能力の強化と、ギテガ県の組合 (コーペラティブ) への支援を通じたコミュニティの社会的結束及び信頼醸成を促進している。

2) 他開発協力機関等の活動

- ・ International Rice Research Institute (IRRI): 世界銀行の支援事業「Great Lakes Regional Integrated Agriculture Development Project」では、IRRI が ISABU と協力しつつ、コメ品種の適応試験を実施し、新しく 11 品種がリリースされた (2022 年)。干ばつ耐性、耐病性、香米などの特徴を有する品種が含まれており、今後、農家レベルへの普及に向けた取組みを本事業内で進める構想であり、ISABU 及び IRRI と連携する。さらに、本事業では稲穀用の平型乾燥機の導入

を試行する予定であり、IRRIがこの機械についての知見・経験を有するので連携する予定である。

- ・ ベルギー政府 (ENABEL) : 「Institutional and Operational Support Program for the Agricultural Sector (PAIOSA)」をブルンジ国北部のチビトケ県において灌漑施設整備、灌漑稲作技術普及、種子生産者支援、収穫後処理施設整備支援等を実施してきている。現フェーズは、2023 年内に終了するが、2024 年から次フェーズのプロジェクトが開始される見込みである(5年間)。このように ENABEL は、ブルンジ国の灌漑稲作に係る知見・経験を豊富に有しているため、その知見・技術成果の本事業での活用が有効と考えられる。
- ・ オランダ大使館 : オランダ大使館は、MINEAGRIE が主管する「セクターグループ会議」の共同議長になっている(議長は MIEAGRIE)。また、コメ種子は含まれないが、メイズ、大豆、ジャガイモを対象として「Private Seed Sector Development Burundi (PSSD)」を実施している。種子増殖に関する農民研修やデモ圃場を用いた種子展示を農家向けに実施している。本事業でコメ種子に係る研修や農家参加型選定に係る活動が含まれるため、上記プロジェクトの知見活用が有効と考えられる。
- ・ このほか、FAO、アフリカ開発銀行、IFAD、EU なども農業・稲作分野での協力実績がある。したがって、情報共有・相互補完関係を築くことで、例えば、本事業の活動への協力を得ること(TOT 研修における講師などとして)を通じて、成果発現に対する相乗効果が期待される。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類 C

②カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類 : 「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<分類理由>

詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定されなかったため。ただし、対象地域には女性の農家も一定数いることから、研修には女性農家の参加も促すと同時に、ジェンダーの視点を含めた研修内容の策定を行う。

(8) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

- ・ 対象地域のコメ生産が増加する。

指標 :

1. 対象地域におけるコメの単位収量が、2029 年末までに 2026 年の単位収量と比較して XX%増加する。

2. 対象地域のコメ生産量が、2029 年末までに 2026 年のコメ生産量に比較して XX%増加する。

(2) プロジェクト目標

対象稲作農家が生産したコメ（精米）の品質が向上する。

指標：

1. 対象精米業者における精米時の碎米率が 2024 年の XX%から 2026 年には XX%に低下する。
2. 消費者に好まれる新規リリースされた品種の精米が、都市部市場に出回り始める。
3. 精米後のコメ価格が、2024 年の価格と比較して XX%高くなる。

(3) 成果

成果 1：SRDI管轄下の対象稲作農家のために必要な品質の良い稲種子が利用可能となる。

成果 2：稲作農家が改良灌漑稲作技術及び収穫後処理技術を適用する。

成果 3：精米業者が精米機に関する改良維持管理技術を適用する。

(4) 活動

1. 新規開発品種の良質の稲種子が利用可能となる

1-1. ISABUとSRDI傘下の稲種子生産者における稲種子増殖プロセスに関する情報（生産量、品種、品質、需要など）を収集する。

1-2. 稲種子増殖における課題と対策を明確化する目的で、ISABU及びSRDIの職員とのワークショップを開催する。

1-3. 種子増殖に関する研修カリキュラム及び研修教材を作成し（あるいは既存のものを改訂し）、更新する。

1-4. 稲種子増殖技術及び収穫後処理技術に関する講師育成研修(TOT)をSRDI職員及びSRDI傘下の先導的種子生産者を対象に実施する。

1-5. SRDI傘下の既存の種子生産者を対象に、稲種子増殖技術及び収穫後処理技術に関する研修を実施する。

1-6. ISABUが近年リリースした品種の適用推進に係る活動をSRDI管轄下の地域のデモ圃場で実施する。

1-7. ISABU及び種子生産者が生産した稲種子の生産量、生産性、品質をモニタリングする。

2. 灌漑稲作技術及び収穫後処理技術の改善

2-1. 収穫後処理を含む灌漑稲作におけるコメ生産者の実践状況及び課題に関する情報を収集する。

2-2. 灌漑稲作に関する研修カリキュラム及び研修教材を作成する（あるいは既存のものを改訂し）。

2-3. 灌漑稲作技術に関する講師育成研修(TOT)をSRDI職員、ISABU職員及びSRDI傘下の先導的生産者を対象に実施する。

2-4. SRDI傘下のコメ生産者を対象に、灌漑稲作技術に関する研修を実施する（デモ圃場を活用して）。

- 2-5. 研修受講農家のコメ生産状況及びコメの品質をモニタリングする。
- 2-6. SRDI傘下のコメ生産施設（灌漑施設）及び水管理組織（WUAs）の現状に関する情報を収集し、課題を分析する。

3. 精米機の維持管理能力向上

- 3-1. 精米所（精米を行っている組織）の維持管理の実践状況に関する情報を収集する。
- 3-2. 研修カリキュラム及び研修教材を作成する。
- 3-3. 精米業者に対する収穫後処理に関する研修を実施する。
- 3-4. 研修を受講した精米業者の維持管理実践状況をモニタリングする。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

①投入から成果達成への外部条件

- ・政治環境が安定的である。
- ・プロジェクト開始後、政府の組織体制が大幅に変更されない。
- ・カウンターパートが大幅に変わらない。

②成果からプロジェクト目標達成への外部条件

- ・コメ生産、精米、流通、小売りの枠組みにおける費用便益が大きく変化しない。

③プロジェクト目標から上位目標達成への外部条件

- ・ブルンジ国の農業セクターにおけるコメの政策的・戦略的位置づけが重要視され続ける。
- ・自然、気候、社会経済、政治・地政学的な環境が大きく変化しない。
- ・ブルンジ国内の精米市場において価格体系が大きく変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ガーナ国天水稲作持続的開発プロジェクト・フェーズ2（2016年～2021年）では、農家にとって新しい技術を用いて稲作を継続していく最大のモチベーションは、それにより販売に回せる余剰米を増やし、市場において適正価格で販売し、収入増を目指すことである。コメ普及を推進するためには、適正な技術が収入向上につながると農家を実感すること、またそのために市場とのリンケージを強化していくことが重要であり、精米業者の能力強化も含むバリューチェーン全体の支援をどのように図るかが問われるとの教訓が得られている。

本事業では、稲作農家が利用する種子の品質向上と、農家レベル・精米業者における収穫後処理技術改善、そしてコメ市場を見据えつつ、農家が生産するコメの品質向上に取り組むこととしている。

7. 評価結果

本事業は、ブルンジの開発課題・開発政策、並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、インボ地域開発公社（SRDI）管轄下の農民組織・稲作農家等を主な受益者として、コメ種子の品質向上及び灌漑稲作技術（収穫後処理技術改善含む）の向上を図り、さらに精米業者の精米機維持管理能力向上を図り、もって当該地区で生産される精米の質向上に寄与するものであり、SDGs ゴール2「飢餓・栄養」にも貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
 - 事業完了 6 か月前 終了時評価
 - 事業完了 3 年後 事後評価

以 上

共通留意事項

【1】必須項目

1. 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

2. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

3. プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

4. 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

5. 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も

- 含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

6. 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

【2】選択項目

□段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では、次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
- 第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
- 第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/Pと共に本格的に活動を実施する。

☒他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- 上記専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

□ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

□ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われて

いることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

業務調整／援助協調 (仮)

<派遣の目的>

(1) チーフアドバイザーを補佐し、プロジェクト運営管理全般、各種調整業務及び会計業務等を適切に行い、円滑なプロジェクトの推進に貢献する。

(2) I R R I と連携し、稲粃用の平型乾燥機を導入し、圃場レベルでの収穫後処理施設を研修することで粃の品質向上を図る。

<活動内容>

- ・ チーフアドバイザーの行う運営管理業務全般を補佐し、C/P 期間、コンサルタントチーム、JICA 事務所と必要な各種の連絡調整及び協議を行う。
- ・ チーフアドバイザーを補佐し、相手国機関との協議を宇前、年間活動計画の取りまとめと運営を行う。
- ・ C/P 機関及び JICA 事務所に対して提出する報告書の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- ・ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合 (C/P の配置、機材通関、相手国の予算措置等)、チーフアドバイザーと連携し、C/P 機関や JICA 事務所等と協議・調整・協力を行ない、その解決を促進する。
- ・ 公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を適切に行う。
- ・ プロジェクトの積極的な情報発信に努めるとともに各種広報活動を行う。
- ・ I R R I への委託契約についての事務手続き及び監督業務を行う。

<期待される成果>

- ・ 進捗状況に応じた各種報告書が遅滞なく提出される。
- ・ 日本側の事務、会計、庶務が規則どおりにかつ効果的に行われる。
- ・ I R R I との連携により、圃場レベルでのコメ品質が向上する。

Ⅲ. ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国から要請された事業の必要性・妥当性を確認した上で、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算のための調査を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、第4章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	精米機と乾燥機以外に必要となる機材の種類	第5条4.（1）
2	精米機と乾燥機の仕様と数量について、決定のための調査方法と検討の方向性	第5条4.（3）
3	地耐力の測定方法及び地下水位の把握方法	第5条業務の内容4.（1）
4	維持管理業務の実施体制・方法	第5条業務の内容4.（4）
5	関係機関・農家への聞き取り調査の具体的な調査手法及び調査項目	Ⅲ. 別紙1 2.（3） 2） ①

プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
- ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
- ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する事業について、「第5条 業務の内容」に記載される調査を遂行し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第3条 業務の背景

Ⅲ. 別紙1（案件概要書）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

（1）調査の位置づけ

- 本業務の成果（結果）は、調査の中で特定された事業を対象とする無償資金協力プロジェクトの検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者及び先方政府実施機関関係者と協議する。
- また、報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示するマニュアル

等に基づいたものとする。

(2) 計画策定のプロセス

- 1) 本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分発注者及び先方政府実施機関関係者と協議する。
- 2) 本業務では、2回の現地調査を実施する。特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。
 - ① 第一次現地調査派遣前
既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、JICA及び日本側関係者と方針を確認する。
 - ② 第一次現地調査帰国時
現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
 - ③ 第二次現地調査派遣前
計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 総合的な優位性を考慮した投入の検討

当該国では、収穫後処理における粳の扱いが、精米時の品質に大きく影響を与えることが判明しており、収穫後処理の品質管理に対し技術及び機材のインプットの双方を検討し、総合的な優位性を考慮し投入の判断を行うこととする。

(2) 実態把握等調査の徹底

本案件はほ場での処理を含めた一連の収穫後処理のプロセスを改善することを目的としているため、改善点を明確にするため、既設精米施設の管理者や周辺農家などの関係者に対する実態把握調査を詳細に実施するものとする。調査項目については、第一次現地調査前に発注者と協議を行い、決定することとする。

(3) 無償資金協力のターゲット機材の検討

協力準備調査においては、収穫後処理の中心機材である精米機のみならず、コメの品質向上を目的とする一連の機材(例: 粳集荷のためのトラック、粳含水量管理のための乾燥機等)を総合的に検討することとする。

(4) 無償資金協力のサイト検討

調査の実施に当たり、ブルンジ政府からはブジュンブラ市内に位置するSRDIの既存の精米所への機材供与が求められている。ただし、技プロのターゲットとなるインボ灌漑地区からは距離がある。生産～精米～出荷のサプライチェーンを考慮し、精米所設置のより適切なサイトがある場合は、国内市場への供給網や経済性など総合的に勘案し、発注者と協議の上決定することとする。一時貯留施設を分離しほ場近傍への設置を検討する場合はプレハブ式やコンテナ式など現地施工を極力短期間とするなど、配慮すること。

(5) 機材納品のタイミング

協力準備調査を通じて提案される無償資金協力では、収穫後処理を中心とした一連の機材を調達予定である。同機材は技プロの成果拡大に寄与することが期待される反面、調達スケジュールに遅れが生じる可能性がある。そのため、技プロの活動そのものは同機材を頼らずとも完結できる構成としつつ、将来的に実施機関が同機材を活用することを念頭に、技プロの中で生産から精米所への持ち込みまでのサプライチェーンの改善や組織体制の強化に取り組むことを想定する。

第5条 業務の内容

1. 協力準備調査（無償資金協力事業形成）に係る共通対応項目

(1) 業務計画書およびインセプション・レポートの作成

- 要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査の全体方針、調査項目及び調査手法を整理し、調査計画を策定する。
- 上記の作業を踏まえて、業務計画書、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- 発注者側からの調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の確認

- 本事業の要請の経緯、内容について相手国の意向を確認する。
- 相手国の国家開発戦略・計画や、当該セクターの関連政策・計画等を確認し、それらの上位計画における本事業の位置づけ・整合性を再確認する。
- 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等を確認する。

(4) 相手国負担事項の確認

- 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁴（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側と十分に協議を重

⁴ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

ねた上で検討する。

(5) 免税情報の収集・整理

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁵を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を確認し、まとめる。主要税目は、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他当該事業実施において関係する主要税目を含む。
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、JICA が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は現地 JICA 事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

(6) 現地調査結果概要の作成・説明

第一次現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(7) 概略事業費の算出

- 1) 本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）、（補完編・土木）、（補完編・建築）、（機材編）」、（本事業が人材育成奨学計画の場合は、「JDS 積算マニュアル」、現地企業活用型の場合は「施設・機材整備方式（現地企業活用型）無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル」）等を参照して積算する⁶。
- 2) 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- 3) 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(8) 想定される事業リスクの検討

⁵ 無償資金協力事業では免税が原則である。

⁶ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

- 事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(9) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。標準指標例については「無償資金協力開発課題別指標例」を参照。

(10) 準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者と協議する。

(11) 準備実施報告書（案）の説明・協議

- 準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する（特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮等）。
- 準備調査報告書は、調査後速やかに概略事業費の記載を除く内容、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府に説明し、問題ないことを確認する。

(12) 準備実施報告書の作成

- 相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書を完成させる。
- 本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（先行公開版）⁷も作成する。

(13) 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無

⁷ 準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
- データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせ提出する。）

2. 本業務での特徴的な項目

（1）サイト状況調査

本調査にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、資機材の整備状況に関する以下の調査を行う。

- 1) 既存機材の状況⁸
維持管理計画の検討に必要な気象条件を把握することを目的として、稼動状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制、運用状況等を調査する。
- 2) 設置予定場所の状況
設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握することを目的として、広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等を調査する。
- 3) 地形測量
設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握することを目的として、設置条件地表調査、ボーリング調査、標準貫入試験、土質試験等を実施する。
- 4) 自然条件調査⁹
プロジェクトサイト（機材設置予定箇所）における地形、地質、地下水位などの自然条件を的確に把握するもの。詳細はⅢ別紙2を参照。

（2）調達事情調査

- 1) 本事業実施に必要な資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、以下を調査する（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）。

（ア）現地国内及び第三国における輸送状況の確認

⁸ 既存の機材は他国により整備され相当な年数が経過している。そのため、単純に更新するだけでなく、コメの品質向上に資する一連の機材を検討する必要があり、精米機と乾燥機以外に必要な機材の種類についてプロポーザルを求めます。

⁹ 既存施設の建屋周辺は地下水位が高く、一部施設が水没しているとの情報があり、地下水位を把握することとしている。また、機材の更新によって建屋に影響が生じないか、地耐力の確認が必要である。これらの調査を効率的に実施できるよう、地耐力の測定方法及び地下水位の把握方法についてプロポーザルを求めます。

- (イ) 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの確認
- (ウ) スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の確認
- (エ) 第三国調達の可能性の検討
- (オ) 調達上の留意事項のとりまとめ
- (カ) 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
- (キ) 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(3) 施設、設備、機材計画調査¹⁰

- 1) 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用状況、維持管理状況、今後の整備計画等を確認し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 2) 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用する。

(4) 事業の維持管理計画の立案¹¹

- 1) 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 2) 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

(5) 技術支援計画の検討、計画策定

- 1) 本事業で整備する施設及び／もしくは機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性を精査し、必要と認められる場合には計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の確認を得る。
- 2) ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府と概ね合意を得て議事録に記載する。

(6) 障害配慮に関する調査・提案

- 1) 本事業の実施において、障害を理由とした差別や排除がなされないよう留意し、提案を行う。
- 2) 啓発・教育活動において、障害者が取り残されないよう、情報保障などの合理的配慮がなされる提案等を行う。

¹⁰ インボ灌漑地区内には民間の精米業者が複数存在しており、生産量も技術協力プロジェクトの実施により増加することが見込まれる。このため、精米機と乾燥機の仕様と数量について、決定のための調査方法と検討の方向性についてプロポーザルを求めます。

¹¹ SRDIでは農家から水利費として粃を徴取し、精米を販売することで灌漑施設の維持管理費に充当している。精米によって得られる収入の一部を収穫後処理施設の維持管理費に充当し、機材を適正に管理する必要がある。そのため、維持管理業務の実施体制・方法についてプロポーザルを求めます。

障害等に配慮したアクセシビリティの確保、ジェンダー主流化促進

(7) ジェンダーの視点の確認

- 1) 設計、工事、運用にかかるジェンダーの視点の検討を行う。
- 2) 女性のニーズに留意した施設や設備（例：街灯、歩道等の設計において、女性の安全性や利便性にかかる課題やニーズを確認のうえ、反映する）等、利用者の立場からの検討に加えて、施工段階においても、例えば施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備等、積極的に議論、導入に努める。

(8) 治安に関する安全対策（安全対策ガイダンスの対象に該当する案件の場合）

- 1) 事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成し提出する。
- 2) 事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成し提出する。

3. 現地再委託／国内再委託

本事業では、以下の業務（国内再委託除く）については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	精米業者の現状・コメ流通状況調査	聞き取り調査及び文献調査、精米施設での抜き取り調査等	一式	定額計上
2	自然条件調査（地形調査、地質・地下水調査、環境社会配慮調査）	Ⅲ. 別紙2のとおり	一式	定額計上
3	施設調査（国内分析） ※国内再委託	1. 及び2. の結果分析及びとりまとめ	一式	定額計上

第6条 報告書等

1. 報告書等

■業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、

Word 又はPDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する

部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。各種報告書作成にあたっては、「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」を参照する。

報告書名	提出時期	言語	提出形式・部数	
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	簡易製本	4 部
インセプションレポート	第一次現地調査前	日本語	簡易製本	4 部
		仏語	簡易製本	4 部
現地調査結果概要	第一次現地調査後	日本語	簡易製本	4 部
環境チェックリスト	第一次現地調査後	日本語	電子データ	1 部
協力準備調査報告書 (案)	国内解析後	日本語	簡易製本	4 部
		仏語	簡易製本	4 部
照査チェックリスト	第二次現地調査前	日本語	電子データ	1 部
デジタル画像集	第二次現地調査後	日本語	電子データ	2 部
進捗報告書 ¹² の初版	第二次現地調査後	日本語	電子データ	1 部
免税情報シート	第二次現地調査後	日本語	電子データ	1 部
概略事業費積算内訳書	第二次現地調査後	日本語	電子データ	1 部
機材仕様書	第二次現地調査前	日本語	電子データ	1 部
		仏語	電子データ	1 部
概要資料	第二次現地調査後	日本語	簡易製本	4 部
協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	簡易製本	2 部
			電子データ	2 部
		仏語	電子データ	1 部
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本	4 部
			CD-R	1 部
		仏語	製本	6 部
			CD-R	3 部

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

¹² Project Monitoring Report (PMR)

記載内容は以下のとおり。

- (1) 業務計画書
共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。
- (2) インセプションレポート・現地調査結果概要・準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、準備調査報告書「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」に基づき、作成する。
- (3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書
「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）、（補完編・土木）、（補完編・建築）、（機材編）」（本事業が人材育成奨学計画の場合は、「JDS 積算マニュアル」、現地企業活用型の場合は「施設・機材整備方式（現地企業活用型）無償資金協力案件に係る概略事業費 積算マニュアル」）に基づき、作成する。
- (4) Project Monitoring Report（PMR）の初版
「無償資金協力事業におけるコンサルタント業務の手引」に基づき、作成する。
- (5) 内部照査チェックリスト
配布資料「内部照査について」に基づき、作成する。

案件概要表

無償の計画概要を添付（事業規模、調査実施スケジュール、調査実施体制を除く）

1. 案件名

国 名：ブルンジ共和国

案件名：インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査

Feasibility Study on The Project for Equipment Installation at Post-Harvest Processing Facilities of Imbo Regional Development Society

2. 調査方針

(1) 調査の実施方法

1) 本調査は以下のとおり、2回の渡航を想定しており、それぞれの調査について JICA から調査団員が参加する予定である。

① 第一次現地調査：概略調査の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査を行う。

② 第二次現地調査：報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を行う。

2) 計画の妥当性を検討すべく、以下の2つの段階においては、日本側関係者が参加する会議を開催し、内容を確認、合意する。

① 第一次現地調査帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 第二次現地調査派遣前：計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(2) 事業案の実施可能性の確認

1) 事業目的：本事業は、ブルンジ環境・農業・家畜省下にあるインボ開発公社 (Société Régionale de Développement de l' Imbo、以下「SRDI」という。) が有するブジュンブラ市のコメの収穫後処理施設及び地区内における集出荷適地において、収穫後処理のための機材を整備することにより、収穫後処理能力の強化を図り、もってブルンジの農業開発に寄与するものである。ブジュンブラ市内の既存収穫後処理施設はSRDIが機材の維持管理を行っており、インボ灌漑地区内で生産されるコメの精米の一端を担っている。インボ灌漑地区内には小規模な民間精米業者が存在するものの、コメの需要拡大に対応する処理能力を有していない状況である。このため、ブジュンブラ市内の収穫後処理施設をインボ灌漑地区内生産量の処理可能な能力を有する機材を既存施設内に導入、もしくは集荷の有利なインボ灌漑地区内への施設移転を検討することとする。本調査では、その実施可能性について確認すると共に、事業案の実現可能性が低いと判断される場合は、代替案を検討し、提案する。

2) 事業内容(想定) : 本事業の目的の達成に必要と想定されるコンポーネントは以下のとおり。

ア) 機材等(規模は3.0ton/hr程度の処理能力を想定)

精米機、籾輸送装置、籾貯蔵設備、脱穀機、選別機、乾燥機、石抜機、包装機、水分計、積載重量計測器等、収穫機、耕運機、籾運搬車両、その他付帯設備一式

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 : 詳細設計、入札補助、施工・調達監理等、導入機材の使用に関する技術に関する指導、新しい機材を基にした組織運営能力向上に関する指導、等(協力準備調査にて詳細確認)

ウ) 調達・施工方法 : 協力準備調査にて詳細確認

3) 管理体制 : SRDIが機材の維持管理を行う。機材の維持管理に要する費用の確保については協力準備調査において組織の経営状況、人員体制、既存の施設・機材の保有状況や監督省の予算確保状況等を確認する。また、SRDI管轄下のインボ灌漑地区ではコメ種子の品質向上及び灌漑稲作技術(収穫後処理技術改善を含む)の向上を目的とした、技術協力プロジェクト「稲作改善支援計画プロジェクト」の実施が予定されており、本事業で整備する収穫後処理施設に持ち込む籾の品質向上を一体的に進めることで相乗効果を期待するものである。

4) 事業サイト : 対象はインボ灌漑地区内のコメ生産農家とする。SRDIからは、ブジュンブラ市内にある既存収穫後処理施設の機材更新を希望されているが、インボ灌漑地区からは距離があり、籾を搬送する手間が生じている。事業規模から施設の新設は考えず、よりインボ灌漑地区に近いサイトに利用可能な既存建屋がある場合は、事業サイトをそちらに変更する、または一時貯留施設を分離しほ場近傍への設置も検討することとする。また、工事が伴う場合は、現地発注が可能な簡易な施工となるように留意する。事業サイトは安全対策措置において渡航可能な地域に限定する。また、資金協力事業関係者はブジュンブラに滞在し、事業サイトに日帰りで渡航する形で事業実施が可能となるよう計画する。

(3) 調査の工程及び方針

1) 国内準備作業

第一次現地調査を効率的に行うために必要な作業工程を検討する。

また、特にインボ灌漑地区内における各ドナーのプロジェクト実施状況を整理・把握し、効果的かつ効率的な調査を行うための準備作業を行う。

2) 第一次現地調査

①事前調査(関係機関への聞き取り、協議)¹³

¹³ インボ灌漑地区内及びブジュンブラ市内における精米量や品質、市場価格等の実態把握調査は文献調査などを含め、現地再委託を想定している。一方で、個々の農家や精米業者、SRDI職員への聞き取り調査は、サンプル数、対象者の選定方法及び調査手法等を検討の上、別途行うこととする。このことについて、SRDI管理の収穫後処理施設、精米業者への籾持込量や収入等を正確に把握するための具体的な調査方法等についてプロポーザルを求めます。

調達機材の内容、調達方法、運営・維持管理体制、定量的・定性的な事業効果を測るための情報収集や協議を行う。特に既設精米施設の管理者への管理状況の確認、インボ灌漑地区内の農家へのアンケート（粳持込量、収入等）、民間精米業者へ稼働状況を確認し、施設運営・維持管理上の課題を特定し、改善提案をする。

②実態把握等調査（精米量、碎米比率、市場価格ほか）

- インボ灌漑地区内及びブジュンブラ市内において、民間の精米所の所在地及び稼働状況、サービス内容とサービス価格等を把握する。（現地再委託での実施を想定）
- 域内産米の栽培スケジュールを把握し、精米所への搬入サイクルを整理する。（現地再委託での実施を想定）
- 対象地域内において農家ほ場での収穫作業を抽出確認し、夾雑物の混入など粳の品質低下要因の有無を把握し、必要に応じて粳調達過程での機材調達などの改善策を提案する。
- インボ灌漑地区内での粳の流通状況を把握し、エリア内での収穫後処理施設適地を提案する。
- SRDI の精米施設の精米量について実績値を把握する。
- 精米施設について、精米量の目標値に対して必要な粳貯蔵施設の規模を確認し、既設建屋の改築要否を検討する。
- 精米施設での抜き取り調査により、碎米比率を調査する。（現地再委託での実施を想定）
- 農家等への聞き取り調査により、精米後の市中マーケットへの想定販売価格を調査する。
- 粳の品質を確認するため、地区内圃場において収穫後の保管状況等を調査する。
- 機材の搬入と小規模な工事を想定し、事業サイトの地質条件を調査する。（現地再委託での実施を想定）
- コンサルティング・サービス及びソフトコンポーネントの内容・必要性を確認する。
- 本事業での気候変動対策（適応策）に資する可能性について確認する。
- 本事業による効果（定量的、定性的）を確認する。
- 本事業実施による環境社会への影響及びジェンダー主流化のニーズを確認する。（環境社会配慮調査については現地再委託での実施を相違）

3) 帰国後国内作業

第一次現地調査の結果を取りまとめて分析し、概略設計、概略事業費の積算を行うとともに、第二次現地調査に必要な調査事項を整理し、JICAと協議・合意する。

4) 第二次現地調査

調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を行う。

3. 調査内容

- (1) 業務計画書、インセプション・レポート、質問票の作成
- (2) インセプション・レポートの説明・協議
- (3) 事業の実施目的と背景・経緯の確認
- (4) サイト状況調査
 - 1) 対象地域の特性の調査
 - 2) 運営・維持管理体制の確認
 - 3) ベースライン調査
 - 4) 電力状況調査
 - 5) 施設調査（既設建屋状態調査、基礎地耐力調査）
 - 6) 代替施設適地確認調査
- (5) 機材計画調査
- (6) 調達計画調査
- (7) 運営維持管理計画調査
- (8) 技術支援計画の作成
- (9) 事業内容の計画策定（概略設計）
- (10) 相手国側負担事項の確認
- (11) 税金情報の収集整理
- (12) 事業及び協力対象事業の概略事業費
- (13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項
- (14) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理
- (15) 想定される事業リスクの検討
- (16) 事業の評価
- (17) 現地調査結果概要の作成・説明
- (18) 準備調査報告書（案）の作成
- (19) 準備調査報告書（案）の説明・協議
- (20) 準備調査報告書等の作成

4. 調査期間

2023年11月～2024年9月（予定）

5. 関連する援助活動

(1) 我が国の関連援助活動

SRDIはブバンザ県ギハンガ地域インボ灌漑地区対象の技術協力プロジェクト「稲作改善支援計画プロジェクト」（治安等を踏まえ中断中であったが2023年11月再開予定）の対象機関であり、中断中も「稲作収穫後処理」研修をはじめとする課題別研修や第三国研修を通じて能力強化を継続している。技術協力プロジェクトの活動には改良稲作技術（優良稲種子の生産や灌漑水管理の改善、均質な粳の生産、粳の適正な乾燥等）に係るSRDI職員に対する研修が含まれている。生産から処理に至るまでのプロセスを通じた国産米の質の向上を目指し、技術協力プロジェクトで育成

したSRDI職員によって本事業で整備される機材が活用されることが想定され、相乗効果が見込まれる。

(2) 他ドナーの援助状況

国際稲研究所（IRRI）が地域事務所を設置し、イネ育種研究やブルンジ農業科学研究所の若手研究者向けの研究支援事業を実施している。また、ベルギー開発庁（ENABEL）がインボ平原で灌漑施設管理（研修実施や機材供与等）を通じた稲作生産性向上を支援しているほか、FAOがインボ灌漑地区で灌漑施設の管理支援やイネの種子を配布している。FAOの支援で生産量が増大した籾が本事業を通じて整備された機材で処理されるなどの連携が見込まれる。

6. 類似案件からのフィードバック

ウガンダ共和国向け無償資金協力「イネ研究・研修センター建設計画」（評価年度2016年）の事後評価等では、財務面での持続性を高めるために、実施機関自身による収入創出手段を計画段階で検討することが望ましいという教訓が導かれた。ブルンジの国家財政の脆弱性を踏まえ、本事業でもコメの収穫後処理能力の向上を通じた収入向上の可能性について、計画段階で検討する。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

同国の安全対策措置を遵守する。主な留意事項は以下のとおり。

- ① 主たる滞在場所はブジュンブラ市とし、地方部での滞在期間は必要最小限とする。
- ② 午前 7 時から午後 5 時までの間の活動とする。
- ③ 携帯電話充電器、予備バッテリー、懐中電灯、水、食料、ファーストエイドキット、スペアタイヤを携行する。
- ④ ブルンジ F0 が推奨する宿泊施設を利用する。
- ⑤ 衛星携帯電話をグループで最低 1 台携行する。

以 上

自然条件調査 仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質、地下水位などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、施設整備計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本機に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は見積もりに含めない（外/別見積り）ものとする。

2. 調査項目

(1) 地質調査

調査目的 既設建造物の基礎地耐力を確認し、補強工法の要否などの検討に必要な情報を得る。

調査内容 地表踏査（既設建屋周辺）、ボーリング（4か所、各10m）

成果品 地質図（平面図）、ボーリング柱状図

(2) 地盤調査

調査目的 既設建造物の基礎構造の検討を行う。また、既設建屋以外の建造物の活

用を検討する場合、当該構造物の周辺地盤の調査を行う。

調査内容 地耐力試験（1か所/100m²）、試掘調査（1か所）

成果品 試験結果、試掘結果

（3）地下水調査

調査目的 既設建屋のピット部が浸水しているとの情報があるため、周辺の地下水位曲線を概略把握するとともに、地下水位低下の可能性について確認する。

調査内容 地表踏査（既設建屋周辺）、試掘調査（1か所）

成果品 地下水分布予想図

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：稲作開発に関する業務、及び農業・農村開発に係る機材整備に関する基本設計（BD）、概略設計（OD）、詳細設計（DD）、施工監理（SV）業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／コメバリューチェーン／組織運営
- 灌漑稲作／収穫後処理
- 施設計画／機材整備計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト

約 25.75人月

ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査

約 6.84人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／コメバリューチェーン／組織運営）】

- ① 類似業務経験の分野：稲作開発に係る各種業務及び無償資金協力に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：仏語圏アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語（仏語もできれば望ましい※）

※英語・仏語両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。

【業務従事者：灌漑稲作／収穫後処理】

- ① 類似業務経験の分野：収穫後処理に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：仏語圏アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語（仏語も出来れば望ましい※）

※英語・仏語両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。

【業務従事者：施設計画／機材整備計画】

- ① 類似業務経験の分野：農業・農村開発分野の機材整備に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクトについては、2023年11月に開始し、2026年10月の終了を予定している。以下のとおり、2つの期間に分けた業務実施を想定している。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行う。

第1期：2023年11月～2024年7月（9か月）

第2期：2024年8月～2026年10月（27か月）

ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査は2023年11月に開始し、2024年9月までに最終報告書を提出する予定。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト

約 46.25人月（現地：46.00人月、国内0.25人月）

ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査
約 12.84 人月（現地：5.34人月、国内7.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

(2案件共通)

- ① 業務主任者／コメバリューチェーン／組織運営（2号）

(ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクトのみ従事)

- ② 灌漑稲作／収穫後処理（3号）
- ③ 調達管理
- ④ 栽培技術

(ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査のみ従事)

- ⑤ 施設計画／機材整備計画（3号）
- ⑥ 調達計画／積算
- ⑦ 自然条件調査

3) 渡航回数の目途

ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト

全23回

ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査

全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

*** ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査においては本邦からの通訳の配置も可とします（上述渡航回数は本邦からの通訳分を含みます）。**

(3) 現地再委託／国内再委託

以下の業務（国内再委託を除く）については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 収穫後処理研修用種子
- ベースライン調査

- エンドライン調査
- 精米業者の現状・コメ流通状況調査
- 自然条件調査（地形調査、地質・地下水調査、環境社会配慮調査）
- 施設調査（国内分析） ※国内再委託

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- Record of Discussions (R/D)

２）公開資料

特になし

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力体制および調整作業を十分に行ってください。JICA 事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意してください。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ってください。

なお、現地調査予定地である、ブジュンブラ市、ギテガ県、ブバンザ県には以下の行動規範が定められていますので、十分に留意して行動してください。

ブジュンブラ市：午後9時から午前6時までの外出禁止

ギテガ市：1) 行動範囲

- ・幹線道路と市中心部を原則とする。特に地域住民の居住地区への訪問に際しては事前に最新の治安情報を入手する。

2) 安全対策

- ・主たる滞在場所はブジュンブラ市とし、地方部での滞在期間は必要最小限とする。
- ・午後9時から午前7時まで外出禁止

都市間移動は午前7時から午後6時までの間に限定する。

- ・携帯電話充電器、予備バッテリー、懐中電灯、水、食料、ファーストエイドキット、スペアタイヤを携行する。

3) 安全な宿舎の手配

- ・ブルンジF0が推奨する宿泊施設を利用する。

4) 通信手段

- ・衛星携帯電話をグループで最低1台携行する。

ブバンザ県：1) 行動範囲

- ・幹線道路と市中心部を原則とする。特に地域住民の居住地区への訪問に際しては事前に最新の治安情報を入手する。
- ・ギハンガ市とムパンダ市の内国道5号線以東～国道9号線以西、ブバンザ市内中心部、ブバンザ市中心部と県南部を結ぶ国道9号線のみ可。

2) 安全対策

- ・主たる滞在場所はブジュンブラ市とし、地方部での滞在期間は必要最小限とする。
- ・都市間移動は午前7時から午後6時までの間に限定する。ブバンザ県への渡航については、午前7時から午後5時までの間とする。
- ・携帯電話充電器、予備バッテリー、懐中電灯、水、食料、ファーストエイドキット、スペアタイヤを携行する。

3) 安全な宿舎の手配

- ・ブルンジF0が推奨する宿泊施設を利用する。
- ・宿泊可能な都市は、ギテガ市、ンゴジ市のみ。

4) 通信手段

- ・衛星携帯電話をグループで最低1台携行する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト

214,788,600円（税抜）

ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査

53,957,550円（税抜）

なお、定額計上分　ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト22,544,500円（税

抜)、ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査6,000,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。
なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの(事務所関連費のうち、「事務所防犯施設一式」、雑費のうち、「衛星携帯(2台)」を含む)
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	稲粃平型乾燥機	第2章Ⅱ. 第5条2. 2-3	2,000,000円	購入費一式	機材購入費
2	種子分析器	第2章Ⅱ. 第5条2. 2-3	1,500,000円	購入費一式	機材購入費

3	耕運機	第2章Ⅱ. 第5条2. 2-3	3,416,000円	購入費一式	機材購入費
4	収穫後処理研修用種子	第2章Ⅱ. 第5条2. 2-4	6,267,000円	購入費一式	現地再委託費
5	ベースライン調査	第2章Ⅱ. 第5条2. 2-4	5,500,000円	経費1式	現地再委託費
6	エンドライン調査	第2章Ⅱ. 第5条2. 2-4	1,411,000円	経費1式	現地再委託費
7	事務所関連費	第2章Ⅰ. 1. (4) 3)	1,322,500円	発電機設置代、 発電機維持管理費、 発電機燃料	一般業務費
8	旅費・交通費	第2章Ⅱ. 第5条2. 2-1 (2)	1,128,000円	CP日当、研修参加者日当	一般業務費

ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	精米業者の現状・コメ流通状況調査	第2章Ⅲ. 第5条3.	2,000,000円	調査費一式	現地再委託費
2	自然条件調査（地形調査、地質・地下水調査、環境社会配慮調査）	第2章Ⅲ. 第5条3.	2,000,000円	調査費一式	現地再委託費
3	施設調査（国内分析）	第2章Ⅲ. 第5条3.	2,000,000円	調査費一式	国内再委託費

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒ナイロビ⇒ブジュンブラ（エミレーツ航空）

東京⇒ドーハ⇒ナイロビ⇒ブジュンブラ（カタール航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1) に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ 現地通貨=0.05067 円

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性 * 技術協力プロジェクト、協力準備調査 各8点	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 * 技術協力プロジェクト、協力準備調査 各10点	20	
(3) 要員計画等の妥当性 * 技術協力プロジェクト、協力準備調査 各4点	8	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制) * 協力準備調査のみ	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(20)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/コメバリユーチェーン/組織運営</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	3	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	3	1
副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1

業務管理体制、プレゼンテーション	(0)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>灌漑稲作／収穫後処理</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>施設計画／機材整備計画</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	